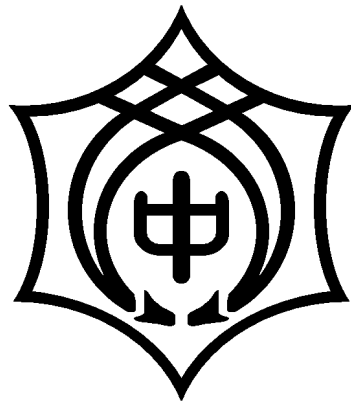


# 平成31年度新入生 保護者説明会資料

平成31年1月18日(金) 13:25～

## 校 章



- ・ 学校長あいさつ
- ・ 入学の準備
  - 1 特別支援教育について 特別支援教育担当
  - 2 進路について 進路指導主事
  - 3 諸経費（就学援助）について 事務長
  - 4 食物アレルギーについて 学校栄養職員
  - 5 PTA活動 教務主任
- ・ 入学式関係 副校長
- ・ 質疑応答

宇都宮市立若松原中学校

# ☆学校の概要

## I 本校の歩み

|          |        |   |
|----------|--------|---|
| 昭和57年    | 4月1日   | 栃木県宇都宮市立若松原中学校として創立                                   |
| 昭和57年    | 5月29日  | P T A設立   |
| 昭和57年    | 11月10日 | この日を創立記念日と定める。校旗制定                                    |
| 昭和58年    | 11月10日 | 若松原中学校校歌を制定する。  |
| 昭和59年    | 4月1日   | 59～60年度 文部省同和教育研究校に指定される。                             |
| 昭和62年    | 3月4日   | 北校舎東4教室増築   |
| 平成2年     | 4月3日   | 文部省・市教委機器利用英語教育研究校に指定される。                             |
| 平成3年     | 11月8日  | 創立10周年記念式   |
| 平成4年     | 3月27日  | 武道館完成   |
| 平成5年     | 4月6日   | 北門完成  |
| 平成5年     | 6月15日  | 栃木県教育委員会より栃木県優秀校表彰受賞                                  |
| 平成6年     | 2月18日  | 栃木県中学校体育連盟より県下総合体育大会学校総合優勝受賞<br>(連続4連覇達成)             |
| 平成6年     | 10月27日 | 関東甲信越静地区統計教育研究大会発表会                                   |
| 平成7年～8年  |        | 県総体3位 文化部・運動部等 市・県大会優勝, 優秀賞多数 関東大会・全国大会等出場好記録         |
| 平成9年～13年 |        | 文化部・運動部等 市・県大会優勝, 優秀賞多数 関東大会・全国大会等出場好記録               |
| 平成13年    | 4月1日   | 平成13・14・15年度 文部科学省・県教委・市教委より次世代ITを活用した未来型教育の研究指定を受ける。 |
| 平成13年    | 11月9日  | 創立20周年記念式   |
| 平成14年    | 10月31日 | 第28回全日本教育工学研究協議会全国大会栃木大会で公開授業を行う。                     |
| 平成16年    | 6月15日  | 栃木県教育委員会より栃木県優秀校表彰受賞                                  |
| 平成23年    | 11月9日  | 創立30周年記念式   |
| 平成26年    | 3月29日  | 敷地内に五若コミュニティセンター落成                                    |

## II 教職員数・生徒数・学級数(31年4月予定)

- (1) 教職員数 55名  
 (2) 生徒数・学級数 ( ) は特別支援学級

| 学年  | 1年   | 2年  | 3年   | 計     |
|-----|------|-----|------|-------|
| 生徒数 | 231  | 217 | 204  | 653   |
| 学級数 | 7(1) | 7   | 6(1) | 20(2) |

## III 教育目標・学校経営の理念・学校経営の方針(平成30年度より抜粋)

### 1 教育目標

#### (1) 基本目標

人間尊重の精神を基盤として、知・徳・体の調和のとれた高い知識と豊かな心を持ち、たくましい人間を育成する。

#### (2) 具体目標(目指す生徒像)

- ① 自ら学ぶ生徒
- ② 心豊かな生徒
- ③ たくましい生徒

### 2 学校経営の理念

テーマ: 「主体的に学力を高め、心を耕し、心身を鍛える生徒の育成」

知識基盤社会の時代といわれる21世紀を生きる人間にとって、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した「生きる力」を育むことは、ますます重要である。そのため、歴史と伝統及び良き校風を大切に繋ぎ、発展させ、人間尊重の教育を推進し、未来を切り拓く意欲や豊かな創造性の育成に努め、創意ある教育課程を編成して、生徒自らが主体的に学力を高め、奉仕と思いやりの心を育て、心身を鍛えることで、教育目標を達成させるようにする。

また、生徒が生き生きと主体的に取り組む教育活動の実践のため、学業指導の充実、学校園及び学区内の小中学校との連携や協力の充実、学校の公開や情報の発信、家庭・地域・企業との連携や協力の充実などを意図的・計画的な学校経営を行うことで、保護者・地域住民から信頼される学校づくりをする。

### 3 学校経営の方針

- (1) 学業指導の充実を図ることで、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む。
- (2) 基本的な学習習慣や態度を身に付けさせ、分かる授業を通して確かな学力を育成する。
- (3) 自己肯定感・自己有用感を育み、生命尊重と他人を思いやる心を持った生徒を育成する。
- (4) 基本的な生活習慣の確立・集団規律の遵守を通して、規範意識の向上を図る。
- (5) 教職員自らが課題意識を持ちながら、教育の専門家としての自負を持って研鑽に励む。
- (6) 学校の公開や情報の発信（HP、各種たより等）を積極的に行うことで、家庭、地域、関係機関等との連携を強化する。
- (7) 小中一貫教育の充実、地域学校園の連携や協同を積極的に行うことで、児童生徒が発達段階に応じた一貫性のある教育を継続的に実践する。

## IV 教育課程

### 1 日課（平成30年度） 《通常日課表》

| 月、火、木、金 |             | 水    |             |
|---------|-------------|------|-------------|
| 生徒登校    | 8:10        | 生徒登校 | 8:10        |
| 朝の読書    | 8:15～8:25   | 朝 会  | 8:15～8:35   |
| 朝の会     | 8:25～8:35   |      |             |
| 1校時     | 8:45～9:35   | 1校時  | 8:50～9:40   |
| 2校時     | 9:45～10:35  | 2校時  | 9:50～10:40  |
| 3校時     | 10:50～11:40 |      |             |
| 4校時     | 11:50～12:40 |      |             |
| 給食      | 12:45～13:15 |      |             |
| 昼休み     | 13:15～13:40 |      |             |
| 5校時     | 13:45～14:35 |      |             |
| 6校時     | 14:45～15:35 |      |             |
| 清掃      | 15:40～15:55 |      |             |
| 帰りの会    | 16:00～16:10 | 帰りの会 | 14:40～14:50 |

### 2 授業時数（平成30年度 1学年）

| 教科   | 国語  | 社会  | 数学  | 理科  | 音楽  | 美術  | 保体  | 技家 | 英語  | 道徳 | 学活 | 総合  | 市加配 | 計    |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|------|
| 年間時数 | 140 | 105 | 140 | 105 | 45  | 45  | 105 | 70 | 140 | 35 | 35 | 50  | 15  | 1030 |
| 週時数  | 4   | 3   | 4   | 3   | 1～2 | 1～2 | 3   | 2  | 4   | 1  | 1  | 1～2 | ※   | 29   |

- 年間35週として計画するため、音・美などは期の時間割によって週の時数が変わります。
- ※ 市加配（各学校が教科等に加える時間）15時間は、教科・総合に組み入れます。

## V その他の教育活動

### 1 部活動（平成30年度設置部活動）

#### ◎文化部（男女）

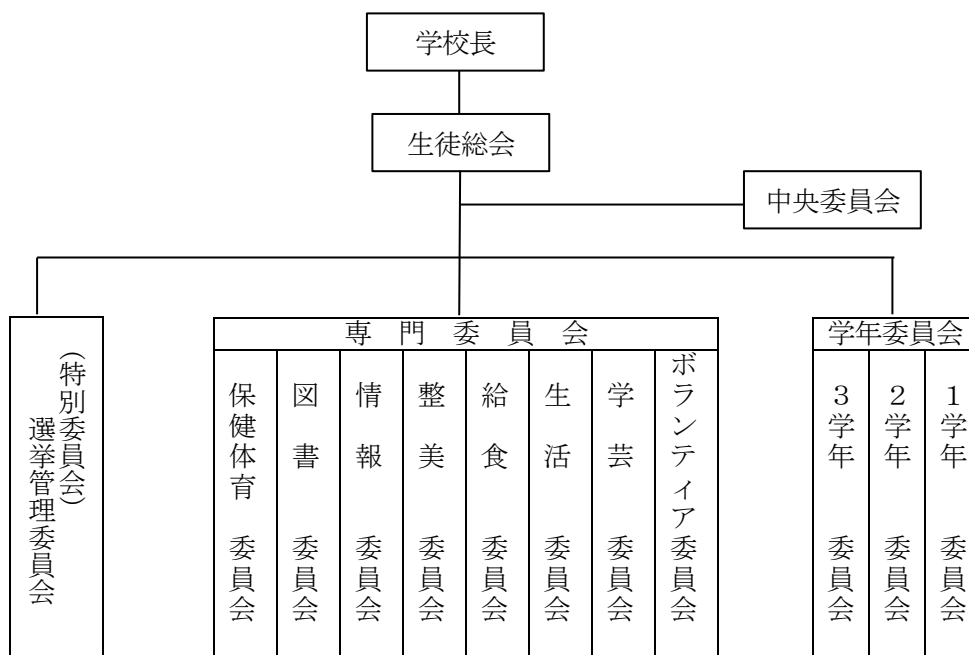
吹奏楽 合唱 美術 家庭 演劇

#### ◎運動部

陸上競技（男女） 野球（男女） バasketボール（男女） バレーボール（女）  
 サッカー（男女） 卓球（男女） ソフトテニス（男女） ソフトボール（女）  
 バドミントン（男女） 剣道（男女）

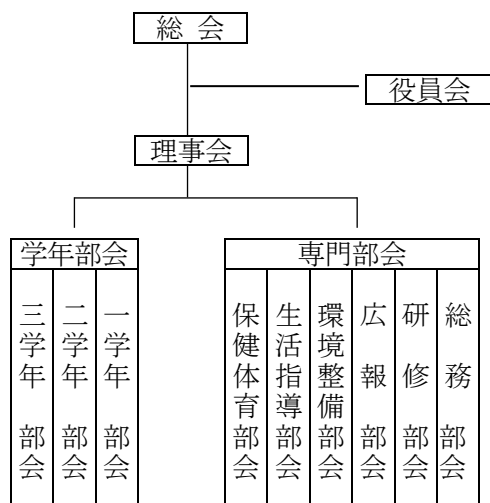
※中学校体育連盟種目で学校では活動しないが、大会への参加のみを認める種目があります。  
 ※各部活動の諸経費、保護者会費等の参考が資料として添付してあります。

## 2 生徒会組織



※ 生徒会の活動として、文化祭の運営、あいさつ運動、ビックリーン大作戦（地域の清掃ボランティア活動）、リトルクリーン（月1回の清掃ボランティア）、部活動激励会、毎日の委員会活動があります。

## 3 PTA組織



### ○ PTA各部会の仕事

| 各 部 会       | 仕 事 の 内 容 (主なもの)            |
|-------------|-----------------------------|
| 学 年 部 会     | 学級の代表, 学校行事の手伝い (体育祭・文化祭など) |
| 総 務 部 会     | 各部会の調整, 文化祭バザー              |
| 研 修 部 会     | 研修活動の企画と協力 (旅行・実技研修・講演会)    |
| 広 報 部 会     | P T A新聞の発行                  |
| 環 境 整 備 部 会 | 親子奉仕作業の企画と協力                |
| 生 活 指 導 部 会 | 各行事の生活指導                    |
| 保 健 体 育 部 会 | 球技大会の企画・運営                  |
| P T A役員     | 各部会の連絡調整, 各部会の活動補助等         |

※本校では、保護者の方全員に役員または部会員として活動に参加していただいております。ご理解とご協力をお願いします。

## ☆入学の準備

本校では毎日の学習や運動、体育祭・文化祭等の学校行事、給食や清掃、部活動などの教育活動をとおして「主体的に学力を高め、心を耕し、心身を鍛える生徒」の育成をめざしております。新入生の皆さんには、次に示す内容をよく理解し入学に向けての準備をするようお伝えください。

### 1 学習について

中学校では教科の学習内容が深まっていくため、各教科の先生が専門性を生かした授業を行います。多くの先生に教えてもらうことで、視野を広げ、学習への興味関心が高められます。

現代は『知識基盤社会』といわれ、新しいアイデアや技術が大変なスピードで生み出されています。そのため、生涯にわたって学び続ける力をつけていかなければなりません。知識を増やすことはもちろん、身に付けた知識を活用したり、課題を見つけたり、協力して考えを深め、解決したりする力も身に付けていかなければなりません。

中学校の学習が将来に生かされるよう、次のことを確認し実践してほしいと思います。

- (1) 学習の基本となる授業に集中する。
  - ・学習の姿勢 ⇒ 忘れ物をしない。説明をよく聞く。ノートを正確にとる。
  - ・内容の理解 ⇒ 課題に粘り強く取り組む。『なぜ?』を納得できるまで考え、説明できるようにする。
  - ・考えを深める ⇒ 積極的に発言し、友達の考えをよく聞いて、考えを深めるようにする。
  - ・授業の時間 ⇒ 中学校は50分授業。たった5分間が積み重なると差は大きい。
  - ・授業指導者 ⇒ 中学校は教科担任制である。
- (2) 覚えた知識を忘れにくくするために、家庭学習を習慣化する。
  - ・既習内容の復習 ⇒ 小学校の学習内容は中学校の学習のベースとなる。
  - ・宿題は必ずやるべき家庭学習
  - ・家庭学習の必要性 ⇒ 繰り返す学習で知識を忘れにくくする。(チャレンジノート=家庭学習ノート)
  - ・家庭学習の時間 ⇒ 小学6年生は60分。中学1年生は90分。  
(時間は宇都宮市の目安で、中2は120分、中3は150分)
- (3) 定期テストや実力テストで学力が確かに身についているかがわかる。テストを上手に利用して学力向上に役立てる。また、返ってきたテストのやり直しが大切。
  - ・定期テスト ⇒ 年に4回(学期に2回)部活動は3日前から休み。
  - ・実力テスト ⇒ 学年によって回数が異なる。広い範囲から出題されることが多い。
  - ・小テスト、単元末テスト ⇒ 授業の中で実施される。少しずつ学力が積み上げられる。
- (4) 規則正しい生活習慣が学力を確かなものに支える。
  - ・毎日きちんと朝食をとる ⇒ 体や脳は朝食を食べることによって目覚める。
  - ・あいさつ ⇒ あいさつがやる気を高めてくれる。心の安定が学力の安定につながっている。
  - ・朝の読書 ⇒ 水曜以外の毎朝10分間実施している。各自で本を準備する。
- (5) 将来について考える。
  - ・義務教育期間 ⇒ 中学校で終了。誰でも進路について考えなければならない。
  - ・学習の必要性 ⇒ 学習が進路希望の実現に直結していることが多い。

### 2 若松原中学校の特別支援教育について

- (1) <かがやきルームでの指導>
  - ・国語・数学の指導となります。(週時間割を決め指導にあたります)
  - ・学習内容は、つまずきの内容、本人の困り感、保護者や担任の気づきを考慮して決定されます。
  - ・利用は、宇都宮市としては1～5時間ですが、希望者が多いため週に1～2時間程度行っています。
  - ・学習形態は、1人～3人程度の個別指導となります。
- (2) <特別支援学級担当者による指導> ※社会生活を営むためのスキルアップをめざす
  - ・学習に著しい遅れがみられる生徒、集団での生活に難しさがある生徒対象の小集団クラスで、知的学級、自閉・情緒学級の2クラスがあります。
  - ・生徒の個に応じた教育課程に基づく指導
    - 交流授業への参加・・・通常学級生徒とのかかわり
    - 学校行事への参加・・・通常学級生徒とのかかわり
    - 合同行事への参加・・・他の中学校特別支援学級生徒とのかかわり

## ◎ 生徒の身だしなみと約束

### ○制服等

- (1) 男子
  - ・標準型学生服（左襟に校章、右襟に学年章をつける）
  - ・白地のワイシャツ
  - ・ベルト（色は黒、紺で飾りのないもの）
- (2) 女子
  - ・学校指定セーラー服（左胸に校章をつける）
  - ・冬季に黒、紺、ベージュのストッキング（タイツ）を着用してもよい。
  - ・スカートの下から、体育着が見えないようにする。
- (3) 男女共通
  - ・通学靴は白の運動靴（ローカット）
  - ・上履きは学校指定のもの（H31年度生は緑色）
  - ・靴下は白色（ワンポイント可、足首保護のためくるぶしが隠れるもの）
  - ・名札（左胸につける）※H30年度から、着脱可能なものに変更
- (4) 衣替え
  - <夏季> 6月1日～9月30日（5月と10月に移行期間を設ける）
  - ・男子 白地のワイシャツ、標準型ズボン
  - ・女子 白地の角衿シャツ（H30年度から変更）、学校指定スカートおよびベスト
- (5) 防寒着
  - ・セーター（Vネック型で色は黒、紺）
  - ・コート（スクールコート型で色は黒、紺）
  - ・ウィンドブレーカー（部活動等で使用しているもの）
  - ・マフラー、手袋、イヤーカーバー（華美なものは避ける）
- (6) 運動着
  - ・学校指定のトレーニングウェア、半袖シャツ、ハーフパンツ

### ○頭髪

- (1) 中学生としてふさわしい、清潔な頭髪を心がける。
- (2) 整髪料を付けたり、染色・脱色、変形の髪型にしない。
- (3) 髪止め（ゴム、ピン）は黒や紺など、目立たない色のものを使用する。
- (4) 髪が肩にかかる場合には、ゴムでまとめる。
- (5) 髪をまとめる場合は、耳より下・耳より後ろの位置で縛る。

### ○通学カバン

- (1) 本校指定の通学用カバンを使用する。
- (2) 通学用カバンに持ち物が入りきらないときは、サブバッグを使用する。

※ 詳細につきましては、入学後の新入生オリエンテーションで説明します。

## 4 自転車通学について

徒歩通学が原則ですが、下記の事項に該当する場合、学校長の許可を受けた上で自転車通学が許可されます。

※平成25年度入学生から宇都宮市教育委員会の指導もあり、宇都宮市内全公立中学校において、自転車通学者登下校時におけるヘルメットの着用が義務付けられました。

※加害者になる自転車事故が増えているので、保険に加入することをお勧めします。

### (1) 自転車通学許可

#### (ア) 通学許可範囲

- ①東→国道4号線より東の生徒
- ②西→兵庫塚街道より西の生徒
- ③南→安塚街道より南の生徒
- ④北→環状線より北側で上州屋西側の一角
- ⑤環状線と南郵便局の間の一角

#### (イ) 特別許可

- ①身体上の理由による生徒（短期でも可）
- ②改築などによる一時的な住居変更がある生徒
- ③その他特別な理由がある場合

### (2) 方法

#### (ア) 希望者は新入生保護者説明会で配布される

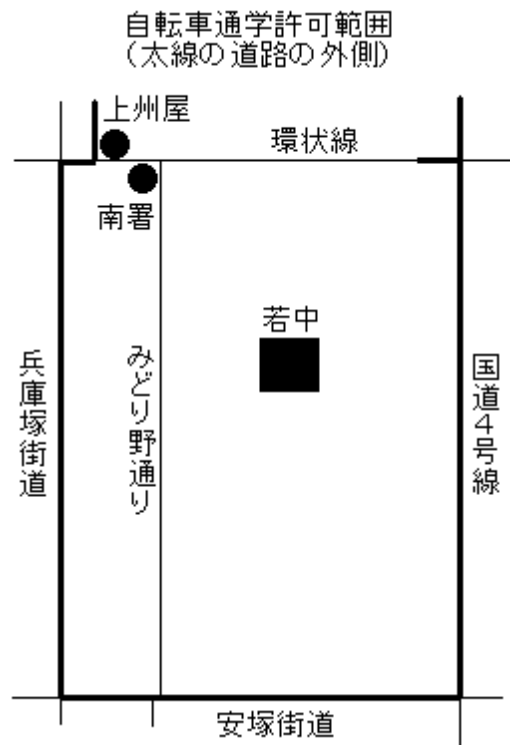
「自転車通学許可願」を、入学式の次の日に提出する。

(イ) 学級担任、生活安全係、交通安全係が確認する。

(ウ) 確認後、該当生徒に「自転車通学許可証」を発行する。

(エ) 学校指定ステッカーを貼る。(100円で販売)

※ 許可を受けた生徒は「自転車通学規則」を厳守する。



### (3) 自転車通学の規則および利用禁止事項

#### (ア) 規則

- ①登下校時にはヘルメットを着用する。※来年度は緑のテープのヘルメットになります。
- ②自転車防犯登録をする。(この制度は義務になっています。)
- ③自転車の色は、通学に適した華美でないもの(黒・紺・シルバー・白・ベージュ)とする。
- ④ステッカーを後方から見える所定の場所に取り付ける。
- ⑤駐輪中は必ず前輪・後輪に鍵をかける。(ハンドルロックとは別に二重ロックになるようにする。)
- ⑥交通ルールを必ず守る。(雨天時はカッパをする。二人乗り、並列進行、無灯火、一時停止無視等厳禁)
- ⑦その他、学校からの指示を守る。

#### (イ) 禁止事項

- ①ハンドルは日常生活用(とんぼ、一文字、アップ)ハンドルとする。その他のドロップハンドル等、また変形させたハンドルは使用しない。
- ②スポーツ自転車は使用しない。
- ③前照灯、後部反射鏡、ブレーキなどの不備のある自転車は使用しない。
- ④ベル、前かご、荷台、ゴムひものない自転車は使用しない。
- ⑤駐輪場のスペースを確保するため、スタンドが片方のものは使用しない。
- ⑥その他担当者が危険であると判断した自転車は使用を禁止する場合がある。

※下線の部分は、自転車購入時に確認してください。ステッカーは自転車通学許可後学校で配布します。

(4) 違反について

\*自転車通学生の安全確保および事故防止のために、やむを得ず次のきまりを設けています。

(ア) 交通ルールに違反した場合は、担任より家庭に連絡して自転車通学を取り消すことがある。

(イ) 学校のきまりに違反し、3回以上指導を受けた場合や改善が見られない場合は、担任より家庭に連絡して自転車通学の停止をすることがある。

(5) その他

(ア) 生活委員会の活動の中で、自転車点検を実施する。

(イ) 交通安全係および担任立ち会いの下、自転車点検を実施する。

(ウ) 整備不良自転車を速やかに修理・整備しない場合は許可を取り消すことがある。

(エ) 自転車通学の対象ではない生徒は、特別な理由がある場合に、「自転車通学臨時許可」を申請することができる。(例…生徒会活動でのあいさつ運動など)

(オ) 特別な理由がある場合は、「ヘルメット貸し出し」の申請をすることができる。

(例…2年生での職場体験学習、部活動の練習・大会の移動時など)

○ 安全な登下校について

- ・ 交通ルール・マナーをきちんと守ろう。
- ・ 決まった通学路を通り登下校しよう。
- ・ 自転車通学者は、自転車の安全点検に心がけよう。
- ・ 自転車通学者は、カバンを荷台にきちんとしぼりつけておこう。
- ・ 自転車は決められた場所に整頓しておこう。
- ・ 自転車で登下校する際は、必ずヘルメットを着用しよう。
- ・ できるだけ複数で登下校しよう。
- ・ 不審者や変質者は十分注意しよう。